

開業のための
資金を借りたい

開業資金（女性創業枠） 【責任共有制度対象外】

開業前～
開業後5年未満

趣旨・目的

県内で新たに事業を始めるため、または県内で開業後、事業基盤を確立するために必要な設備資金および運転資金

対象となる方

認定経営革新等支援機関の支援を受けて創業しようとするもので、次のいずれかに該当する女性

- ① 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに開業しようとする者または開業後5年未満の者
- ② 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立しようとする者または設立後5年未満の者

支援内容

融資条件

融資限度額 （※1）	運転・設備合計で1,000万円
融資利率 （※2）	年1.00%
融資期間 （※3）	7年以内（据置1年以内）
信用保証料率	年0.70%（必ず保証付き）
担保・保証人	無担保・原則無保証人（法人の場合の代表者を除く）
借入申込先	各商工会議所、商工会、（公財）滋賀県産業支援プラザ

（※1） 設備資金の場合は、融資対象について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないことが必要です。

（※2） 4月1日現在の利率であり、今後金融情勢等により変更することがあります。

（※3） 融資期間は1年以上としてください。

問い合わせ先

商工会議所・商工会（130、131ページ No.52、54）

（公財）滋賀県産業支援プラザ 経営支援部 経営相談室

TEL：077-511-1413（131ページ No.55）